

岩手県医療局管理規程第13号

医療局職員記章着用規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成21年3月31日

岩手県医療局長 田村均次

医療局職員記章着用規程の一部を改正する規程

医療局職員記章着用規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第154号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(記章の貸与) 第3条 本庁の室長、総括課長、 <u>経営改革監及び医師対策監</u> 並びに病院の長（以下「所属長」という。）は、医療局長が別に定める定数と同数の記章を保管し、所属職員に貸与するものとする。	(記章の貸与) 第3条 本庁の室長 <u>及び</u> 総括課長並びに病院の長（以下「所属長」という。）は、医療局長が別に定める定数と同数の記章を保管し、所属職員に貸与するものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。